週

村

町

町村の購読料は会費 の中に含まれております

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955 発行人 谷合靖夫:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp

ます。 年前の類人猿の遺跡を調査した研究 ので「共生的進化論」と呼ばれてい ケニアの湖で発見された150万

化してきた」とする考え方に立つも ではなく、互いに助け合いながら進 物は優勝劣敗で進化してきたの

まい、 したがえば、勝者しか人生を楽 の進化論があります。この説に 生物が登場するという、ダーウイン 閑話休題 突然変異によって、 は自然に濁汰されて絶えてし たものだけが生き残り、あと ζ 生物はつねに競争をしてい 環境に適合し、 進化した 勝ち抜い

助と分かち合いをその本来の特性と

人類は、誕生の最初から、相互扶

してきたことを推定する考古学的な

見つかった」というのです。

生き残るのは

説のほうが自然の法則に合致してい 後の長い人類史の過程で形づくられ たものといえそうです 遺伝子の働きを見ても、こちらの

話もあります。

ゆずる心をもった人」 争心とか権力志向の心とかは、その 一つの証拠が提出されたのです。 筑波大学名誉教授 村 上 和雄 闘

たところ、「力の強い人、自分のこと

が最後に生き残るか」を推測させ

年に出てきています。それは、生

とはまったく別の説が1960

しかし、ダーウインの進化論

しめないことになります。

抗争、分断と個別化を、進歩や進化 進化し、生きている一つの大きな生 球全体に転じると、 命体ではないかともいえます。 こうした新しい考え方は、 だとする考え方なのです。 譲り合い、分かち合いの「三つの きく異なっています。 の原動力と見なす考え方とは大 合い、」が、本当の進化の原動力 コンピューターに、「どんな人 さらに、 地球そのものが 助け合い、 、対立と 目 を

ち合い、助け合って暮らした痕跡が 者によると、「互いに食べ物を分か るように思えます。

眼差し

もった人」という結果が出たという 抜いていく人」などという予想をも を優先させて考える人、競争で勝ち のの見事に裏切って、「ゆずる心を 政 まちづくり交付金がスタート=国土交通省 策 ŧ 政 策 森林の健康と癒し効果に関する調査 = 林野庁 < 情 報 カプセルNOW&NEW ......(7) 想 随 報 政策レーダー

町

助事業と異なり、

措置「まちづくり交付金」制度を実施する。この制度は、従来の補

市町村の自主性や裁量性を高めた助成

個々の施設ごとの要件や審査がなく、

市町村が作

今

国土交通省は今年度から、

### 诵 交 王

このような状況の中、

内閣に設

### (D)

### 市町村の自主性 裁量性を拡大~ •

1 まちづくり交付金創設の背

向けた取り組みが三位一体改革と よる地方の自由度や裁量の拡大に という原則のもと、財政改革のた して進められている。 めの国の補助金等の整理合理化に は、「地方にできることは地方に\_ 小泉内閣が推進する構造改革で

けられた。 ちづくり交付金」の創設が位置づ 中で、まちづくりに関する権限の 市町村への移譲などとともに「ま ためのプログラム」を決定、その 本年2月27日に「地域再生推進の 置されている地域再生推進本部は

Iţ フレー ズとしたこの財政支援措置 稚内から石垣まで」をキャッチ できるだけ現場に近い意欲の

財政局長答弁より)

要であるとして創設された。 成員と一体となって行うことが必 を住民や民間事業者など地域の構 ある市町村が、 しながら、主体的、計画的な取組

まちづくり交付金の要件

2

断材料にしたいとしている 目標の達成にどのように寄与する 市再生整備計画に定められた目標 るූ 備状況等を勘案し交付を決定す 域における都市基盤整備施設の整 との詳細な審査は行わず、 申請を受けた国は、個々の施設ご 助金とまったく異なり、 定の区域を設定し、「都市再牛 かといった実現可能性などを判 内容や、 備計画」を作成の上申請する まちづくり交付金は、 この決定にあたって国は、 計画されている事業が 従来の補 市町村が 対象区

地域の特性を活か

げているが、 町村の規模に限定はない。 お 計画は「都市再生」を掲 対象となる地域や市

対し、 力があまり期待できない地域 市町村が事業主体となり、 かすことを政策目的としているに 象にし、その地域の民間活力を活 急整備地域」が、主に大都市を対 環として進めている「都市再生緊 支援が念頭に置かれてい また、 まちづくり交付金の方は、 現在、国が都市再生の一 民間活 への

年度の目玉施策のひとつ。交付対象となる事業の種類などに厳しい らずソフト事業に対しても交付金による助成が行われるもので、 成する「都市再生整備計画」を一体として採択、ハード事業のみな

業総額の4割程度が予定されており、スタートを切る16年度予算で

1330億円の国費が投入される

案も対象とすることができるのが特徴。

制約はなく、

すべての市町村を対象に、

また、

NPOなどからの提

事業に対する充当率はj

まちづくり交付金の交付額

予定されている。 度は1330億円の国費の投入が 4割程度を交付する予定としてい 整中としつつも、事業総額の概ね ついて国土交通省では、詳細は調 という概念はない。その充当率に 事業と異なり、全国一律の補助率 まちづくり交付金は従来の補助 制度のスタートにあたる今年

では、 国土交通委員会、 交通省と協議していくとしてい て設定されている一般単独事業債 する地方財政措置について総務省 充当率75%)の活用を含め、国十 ・町村の負担となるが、これに対 なお、 (平成16年3月19日、 地方債計画の中に大枠とし 交付額の残り6割部分は 瀧野総務省自治 衆議院

4

都市再生整備計画の作成

### 政 策

り、市町村が独自に作ることがで 道府県の同意は不要とされてお 作成にあたっては、原則として都 する必要がある。ただし、計画の には「都市再生整備計画」 まちづくり交付金を受けるため を作成

れている その事例として次のものが掲げら 要な幅広い施設等が対象となる。 に位置づけられたまちづくりに必 そしてその内容としては、 計画

· 道路、 業など 域交流センター、土地区画 多目的広場、 整理事業、 公園、 市街地再開発事 修景施設、 下水道、 河川、 地

高齢者向けの優良賃貸住宅、 市町村の提案に基づく事業 宅 特定優良賃貸住宅、 住宅地区改良事業など 公営住

各種調査や社会事件等のソ フト事業 (一定の範囲内)

(一定の範囲内)

の予算ではあるが事例に掲げられ て行えるようにしてい は、市町村がまちづくりを包括し なお、 のようにまちづくり交付金 この交付金は、 公共事業

> することができる。 や利用促進のためのイベントなど ているように、施設の管理・ 定のソフト事業を交付の対象と 運営

# 事後評価の仕組みを導入

取り入れられている。 となる都市再生整備計画ととも また、 事後評価を重視する仕組みも 事前の具体的目標の設定

することとなっている。 住者数や来街者数などの動向を客 再生」を目標に設定した場合、 成状況などを事後的に評価し公表 観的な指標として示し、 例えば、「駅周辺のにぎわい 計画の達 居 ഗ

でも活用することが期待できる。 おり、こうした人材をまちづくり ウハウや事業のマネジメントな え、企業誘致や施設立地などのノ されている。同機構は、 などの業務を支援することが予定 り計画の作成や関係権利者の調整 再生機構」が、 して発足する「独立行政法人都市 現在の都市公団と地域公団が合併 作成にあたっては、本年7月に、 なお、この都市再生整備計画の 様々な分野の専門家を抱えて 都市計画のエンジニアに加 市町村の委託によ 土木、建

6 都市計画決定権を市町村に

今回、

このまちづくり交付金の

的に整備できるようになる。 県と協議の上、市町村自らが決定 道の整備などについては、 だった都市計画の決定や都道府県 ている。これまで都道府県の権限 町村に移譲することも盛り込まれ ţ 再生特別措置法の一部改正法」 し都市再生整備計画により、 まちづくりに関する権限を市

グ良く整備できるようになる。 電線の地中化を一体的にタイミン 町村の主導により、歩道の拡幅や により、このような場合でも、 界があった。しかし、今回の改正 わせなければならないといった限 だと都道府県道の歩道の拡幅に合 の地中化などを進める場合、 道を含めたバリアフリー 化や電線 これにより、 例えば、

## NPOとの連携

7

大きなものがある 担い手としてのNPOの役割には 町 画策定への参画や行政への提案 その活動はまちづくりに関する計 活動を行っているとされている。 NPOがまちづくりの推進を図る うち、約4割にあたる5700の の情報発信など、まちづくりの 全国に約1万5千あるNPO ത

おいては、 このため、 NPOの同意を得て、 都市再生整備計画

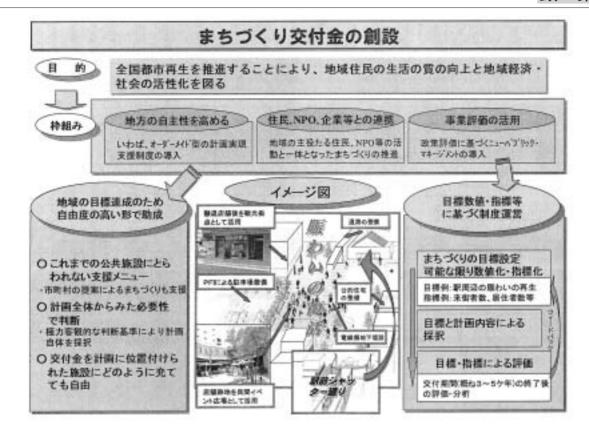
創設を内容とする「都市再生都 都道府 体 に 市 やボランティア活動により効果的 POの参画してもらうことによっ めの事業を計画に位置づけ、 NPOの実施するまちづくりのた に都市再生を進めることが期待さ Ţ 象とすることができる。 る際には、まちづくり交付金の対 村がそのNPOを財政的に支援す このように計画策定段階からN 事業実施後の公共施設の管理

都道府県 従来 市 れる。

廃止 8、まちづくり総合支援事業の

までの統合補助金とは一線を画 年度に発足した「まちづくり総合 ことになる。 事業については、新しく発足した まちづくり交付金が創設された。 くり総合支援事業を廃止し、これ あった。このため、 補助率に拘束されることなどか はならないことや、 との補助採択要件に適合しなくて したものではあったが、各事業ご 支援事業」は、個別補助金を統合 まちづくり交付金に引き継がれる した自由度の高い支援措置として なお、これまで実施されている 補助金改革の一環として平成12 できる限り広い施設を対象と 国費の自由な充当に限界が 今回、 各事業ごとの まちづ

町



平成16年度 国費1、330億円

### まちづくり交付金による全国の都市再生の推進

福祉、文化、商業施設等も含めた幅広い支援。(イメージ:福祉のまちづくりや歴史の里づくり)

